

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和4年12月9日終了(評価書番号2に統合)】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和5年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。
③システムの名称	1 MICJET番号連携サーバ 2 Acrocity行政基本システム 3 中間サーバ 4 eG-Wellness健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)新型インフルエンザ予防接種台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3130

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月6日	I 1. ②事務の概要	<p>本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p>	<p>本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年7月6日	I 1. ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> MICJET番号連携サーバー Acrocity行政基本システム 中間サーバー eG-Wellness健康管理システム ワクチン接種記録システム 	<ol style="list-style-type: none"> MICJET番号連携サーバ Acrocity行政基本システム 中間サーバ eG-Wellness健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS) 	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第67条の2 	<p>番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合に限る。)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年7月6日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号及び別表第二 115の2の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第59条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第7号及び別表第二 115の2の項</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 115の2の項</p>	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和3年2月1日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和3年2月1日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年8月3日	I 1. ②事務の概要	<p>本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>本事務は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年8月3日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和3年7月26日時点	事後	
令和3年8月3日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和3年7月26日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	I 1. ②事務の概要	<p>本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能による申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事前	
令和3年11月19日	I 1. ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> MICJET番号連携サーバ Acrocity行政基本システム 中間サーバ eG-Wellness健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS) 	<ol style="list-style-type: none"> MICJET番号連携サーバ Acrocity行政基本システム 中間サーバ eG-Wellness健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能 	事前	
令和4年10月24日	I 1. ②事務の概要	<p>本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能による申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等感染症に係るものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払い、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の93の2の項に基づき、予防接種の実施に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能による申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和4年10月24日	I 1. ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> MICJET番号連携サーバ Acrocity行政基本システム 中間サーバ eG-Wellness健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS) サービス検索・電子申請機能 	<ol style="list-style-type: none"> MICJET番号連携サーバ Acrocity行政基本システム 中間サーバ eG-Wellness健康管理システム 	事後	
令和4年10月24日	I 3. 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第67条の2 	番号法第9条第1項及び別表第一 93の2の項	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年7月26日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年7月26日時点	令和4年7月1日時点	事後	